

寄居町公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（一部抜粋）

（使用料の免除）

第14条 条例第13条の規定により使用料を免除できる場合の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 町が使用するとき。
- (2) 町内の公立学校及び公立保育所が使用するとき。
- (3) 国又は県が使用するとき。
- (4) 町内の自治会が使用するとき。
- (5) 寄居町公民館が使用するとき。
- (6) 町、国又は県が委嘱若しくは任命する委員等の団体がその目的のために使用するとき。
- (7) 寄居町社会教育関係団体に認定されている団体がその目的のために使用するとき。
- (8) 町内の農林業商工観光関係団体がその目的のために使用するとき。
- (9) 町内の社会福祉関係団体がその目的のために使用するとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公共的団体等が公益的活動に使用するとき又は教育委員会が認定した団体が使用するとき。

第15条を次のように改める。

（使用料免除の手續）

第15条 前条第1項の規定により、使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ様式第4号の公民館使用料免除（減額）申請書を提出し、様式第5号の公民館使用料免除（減額）承認書の交付を受けなければならない。ただし、前条第1項第1号、第3号、第5号、第6号、第7号及び第8号に該当する場合にあっては、この限りでない。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号の規定中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。